平成 25 年度 包括外部監査の結果報告書 (テーマ) 歳入に関する事務の執行について

平成 26 年 3 月

山形県包括外部監査人 尾形吉則

第1章	総論	2
第1	包括外部監査の概要	2
1	監査の種類	2
2	選定した特定の事件 (テーマ)	2
3	特定の事件を選定した理由について	2
4	包括外部監査の実施期間	3
5	包括外部監査の対象期間	3
6	包括外部監査の方法	3
7	包括外部監査人および補助者の氏名・資格	4
8	利害関係	4
第2	県の財政の概況	5
第3	包括外部監査の監査結果	12
1	監査の結果について	12
2	監査結果及び意見の要約リスト	13
第2章	各論	22
第1	使用料及び手数料収入	22
第2	未収金の徴収事務	74
第3	県税収入の管理事務	157
第4	多様な財源の確保	178

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。)第 252 条の37 第 1 項および第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件 (テーマ)

歳入に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

山形県を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少、社会保障関連経費の増加、歳 入の減少等、全国的な状況と同様に非常に厳しい状況にある。このような環境の中、山 形県では、平成25年3月に今後4年間の県の行財政改革の方向性を示す「山形県行財 政改革推進プラン」を策定しており、この中で「持続可能な財政基盤の確立」が掲げら れている。

監査人の考えとしては、財政健全化に向けては、行政経費の節減、事務の効率化の徹底、総人件費の抑制などによる歳出の見直しが重要であることは当然のことである。同時に、年々歳入規模が減少している現状を鑑みると「歳入の確保」が重要な課題となる。このためには、県税徴収率改善の取組みは十分か、未収金発生の未然防止・早期回収は推進されているか、収入に係るコスト意識の醸成がなされているか、新たな財源確保に努めているか、等の様々な視点からの取組みが求められる。

「山形県行財政改革推進プラン」では、歳入の確保方法として、

- ① 県税収入の確保
- ② 未収金対策の推進
- ③ 受益者負担の適正化
- ④ 多様な財源の確保

が挙げられており、取り巻く環境が厳しく財政基盤の確立にとって重要な時期であれば こそ、県における改革の方向性と機軸を合わせつつ、包括外部監査人としても歳入事務 全般について総括的に検討し意見を述べることは意義の大きいことと考え、今回の包括 外部監査テーマに選定した。

4 包括外部監査の実施期間

平成25年4月から平成26年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成24年度の執行分 (必要に応じて他の年度も対象とする。)

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 収納事務が法令、規則等に準拠しているか 歳入に関する収納事務手続きが定められた方法に基づき行われているかに着眼 する。
- ② 他自治体、民間事例に照らし使用料・手数料の設定水準は妥当か 使用料収入や手数料収入で山形県の裁量で金額の決定が可能な項目について、その設定水準が妥当かについて着眼する。
- ③ コスト意識を持って徴収事務が行われているか 徴収事務を行うに当たり、収入規模にふさわしくない事務費がかかっていないか コスト意識の観点に着眼する。
- ④ 多様な財源確保に努めているか

県として新たな財源となる項目がないか、また既存収入の収入増加が見込まれる項目がないか、基金・特別会計資金は有効に活用されているかについて着眼する。

(2) 監査手続

- ① 資料の閲覧、分析等
- ② 各部局へのヒアリング
- ③ 歳入事務執行の現場調査(原始証憑の査閲と証憑突合)
- ④ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 尾 形 吉 則

(2) 補助者

公認会計士 柴 田 真 人 公認会計士 芳 弘 近 公認会計士 﨑 由 紀 子 野 公認会計士 野 孝 俊 天 公認会計士 松 田卓 也 公認会計士 鎌 田 礼 哉

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 県の財政の概況

平成 24 年 12 月の政権交代後の経済政策(いわゆるアベノミクス)により円安・株高が進み、日本経済は全体として景気回復に向けた動きが見受けられ、個人消費も消費マインドの改善により一部回復の兆しが現われている。企業の設備投資や個人の所得は持ち直しつつあるが、平成 26 年 4 月の消費税増税、燃料費高騰等の不安定要素が大きく、先行きの景気回復については依然として不透明な状況で推移している。

こうした状況のなか、地方財政は程度の差はあるものの、総じて厳しい状況にあり、 山形県においても例外ではない。

過年度の歳入決算額の推移からは、平成 24 年度にはやや持ち直したものの自主財源である「県税」の減少傾向がうかがえる。また、歳出決算額からは民生費(介護保険制度の推進や子育て家庭への支援)や商工費(商工業や観光の振興)の伸びがうかがえる。

「山形県財政の中期展望(平成 26 年 2 月 総務部)」によれば、平成 26 年度一般会計当初予算では、県税収入が増収となる一方で、社会保障関係経費や公債費等が増加することにより、159 億円の財源不足が生じたとある。県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等によりさらなる歳入確保を図り、人件費の縮減や行政経費の節減・効率化に取り組んだ結果、全体として 98 億円の財源確保により財源不足を圧縮し、不足する 61 億円については、調整基金を取り崩して対応している。平成 26 年度末の調整基金予算残高は 240 億円であり、県の貯金は低水準にあるといえる。

平成26年度一般会計当初予算では、県税収入が増収となる一方で、社会保障関係経費 や公債費等が増加することにより、159 億円の財源不足額が生じました。

これに対し、県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等により、さらなる歳入確保を図るとともに、人件費の縮減や行政経費の節減・効率化に取り組み、より一層の歳出削減に努めました。その結果、全体として98億円の財源確保対策を講ずることで、財源不足額を圧縮し、なお不足する61億円については、調整基金を取崩し収支の均衡を図りました。

今後を展望すると、一定の経済成長が見込まれたとしても、社会保障関係経費の自然 増や公債費が高い水準で推移することなどによって、ここ数年は引き続き多額の財源不 足額が生じるものと見込まれます。

この「山形県財政の中期展望」は、財政収支の中期的な見通しを示すとともに、財源不足額の解消のための対策検討の指針とするものです。

「山形県財政の中期展望(平成 26 年 2 月 総務部)」より抜粋

こうした状況において、歳入・歳出の両面から財源不足解消に向けた取組みが必要であることは明確である。歳出面においては、事務事業の見直し、行政経費の節減、事務

の効率化・適正化、組織のスリム化等が具体的な検討課題となろう。

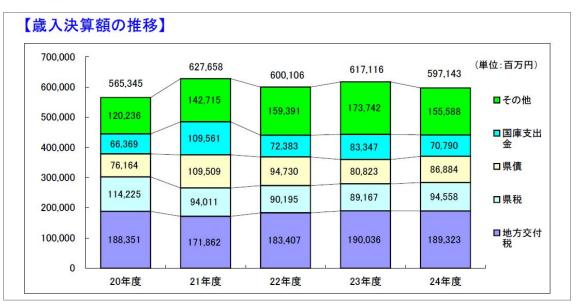
一方、歳入面においては、景気の回復基調により県税収入の伸びは期待できるが、平成 26 年 4 月からの消費税の増税を控え、その効果の持続性は不明確である。

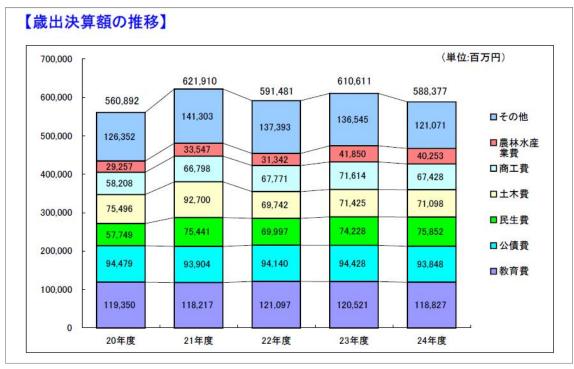
こうした厳しい状況のなか、「山形県行財政改革推進プラン(平成 25 年 3 月)」に示されるように、収納率アップによる県税収入の確保、未収金発生の防止と早期回収、使用料・手数料収入の適正化、多様な財源確保といった政策が近々の課題である。

今年度の包括外部監査は、山形県におけるこれらの歳入確保の取組みの現状を把握し、 分析することによって、その改善策や意見を提言することとした。 以下に、現状把握の資料として、①山形県の歳入歳出決算の推移、②平成 24 年度の 歳入歳出決算の概要、③平成 25 年度の一般会計歳入歳出予算を記載する。

① 過年度の歳入歳出決算の推移

平成20年度から平成24年度までの歳入歳出決算の推移は以下のとおりである。



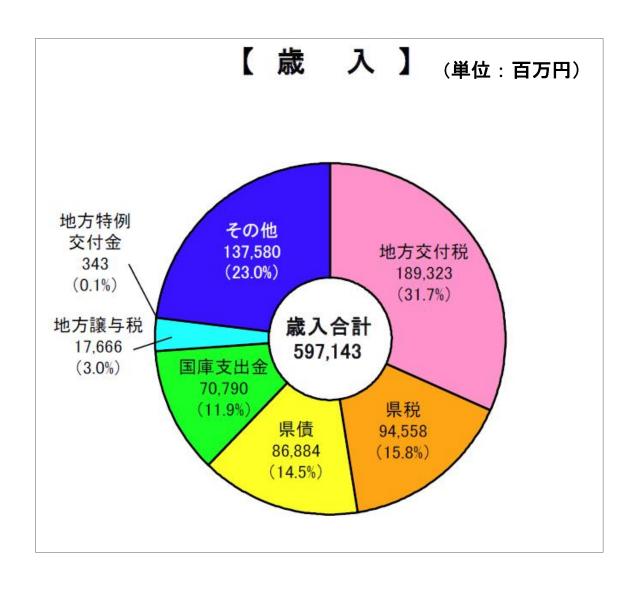


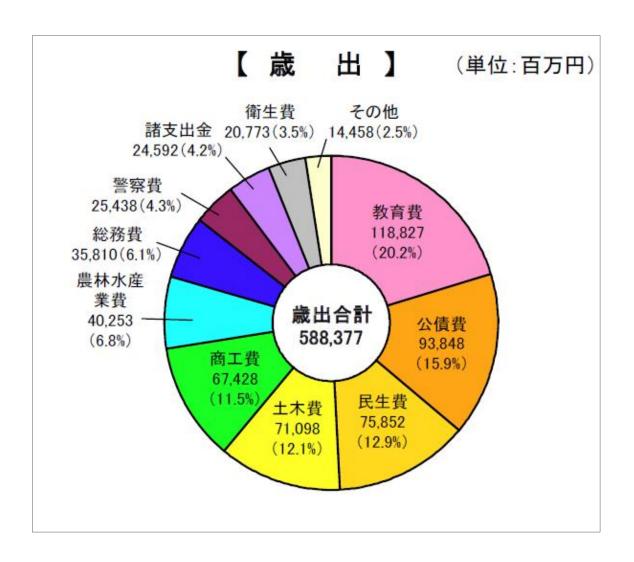
(山形県ホームページ「一般会計山形県歳入歳出決算について」より)

② 平成24年度の歳入歳出決算の概要

歳	歳出	実質収支 (歳入-歳出-繰越財源)
597, 143百万円	588, 377百万円	3,353百万円の黒字

・ 歳入・歳出とも、前年度より減少(歳入:3.2%減、歳出:3.6%減)

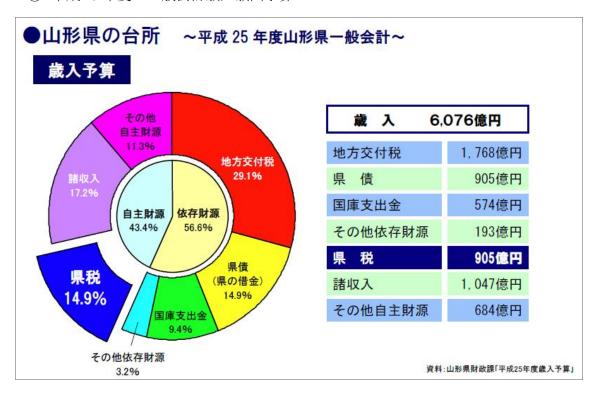


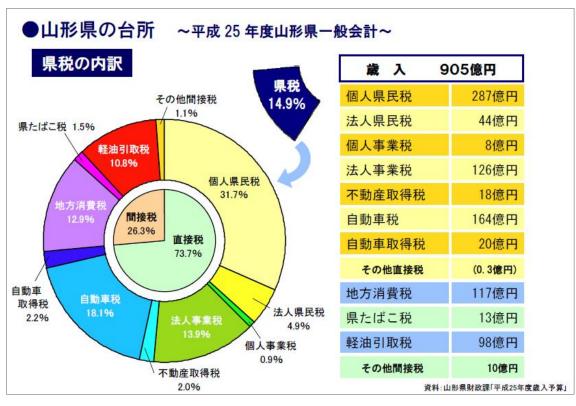


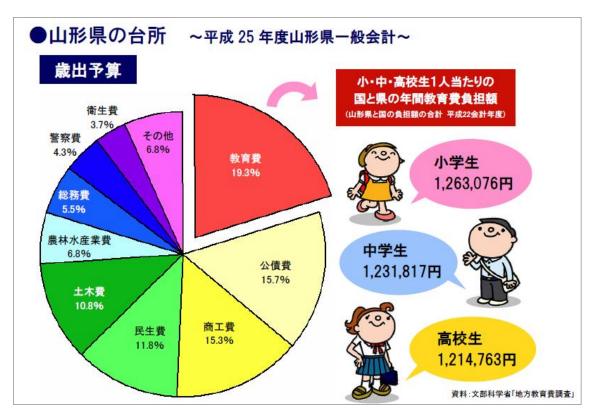
《主な歳入	》 決算額	(対前年度比)	《主な歳出》	決算額	(対前年度比)
地方交付税	189, 323 百万円	(△0. 4 %)	教育費	118,827 百万円	(△1.4%)
県税	94,558 百万円	(6.0%)	公債費	93,848 百万円	(△0.6%)
県債	86,884 百万円	(7.5%)	民生費	75,852 百万円	(2.2%)
国庫支出金	70,790 百万円	(△15.1%)	土木費	71,098 百万円	$(\triangle 0.5\%)$
地方譲与税	17,666 百万円	(2.1%)	商工費	67, 428 百万円	(△5.8%)
			農林水産業費	40,253 百万円	(△3.8%)
			総務費	35,810 百万円	(△5.5%)

(山形県ホームページ「平成24年度一般会計歳入歳出決算の概要について」より)

③ 平成25年度の一般会計歳入歳出予算







(山形県ホームページ 平成25年度「わたしたちのくらしと県税」より)

第3 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
	現在の法令等に照らして違反または不当と監査人が判断し
指摘事項	た事項
	・本文中、【指摘事項】と表記する。
	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると
意見	判断した事項または検討を要すると判断した事項
	・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずし も厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果および意見については、特段の断りがない場合は、平成 26 年 1 月 末現在での判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
使用	料及び手数料収入		
1	(土地建物使用料) 庁舎の一部を使用する民間団体について 原則として、収益事業を行う民間団体には使用許可を出す ことはできないが、例外的に使用を許可し、当該庁舎使用に 係る使用料について過去の経緯から 100%減免を行っている 例がある。県と当該民間団体との間で、詳細な使用期間の取 り決めがないのが現状であり、民間団体の庁舎使用について、 減免期間を含めた今後のあり方を明確にするよう検討された い。	意見	P28
2	(土地建物使用料) 使用許可及び減免に係る事務について 実務上、使用許可及び減免に係る事務について、担当者が 判断に迷う使用許可申請または減免申請がある。「Q&A」の作 成、研修体制の充実、本庁所管課における過去事例の引き継 ぎ等より、実務の効率化を図りながら、使用許可業務が円滑 に行われる対応を検討されたい。	意見	P28
3	(パーキングメーター作動等手数料) パーキング・メーターの設置継続の要否について パーキング・メーターの運用について、費用が収入を上回 る状態にある。しかし、駐車違反を防止するとの観点からは、 財務情報だけをもって、パーキング・メーターの要否を検討 するべきではない。道路の占用は交通安全の観点から制限さ れるべきである法律の趣旨、駐車している車によって通行が 阻害されていることなども総合的に考慮しなければならな い。財務情報及び非財務情報を活用し、パーキング・メータ ーの設置継続の要否を引き続き検討されたい。	意見	P33
4	(道路占用料) 道路占用許可の更新手続きについて	意見	P37

		ı	
	「山形県道路占用規則」によれば、占用予定者は占用期間開始 1 か月前に申請し、県の許可を受けるべきところ、占用開始後の許可となった案件がある。事後許可による占用が発生しないよう、早期に更新手続きが完了するように対応すべきである。		
5	(道路占用料) 道路占用者からの申請漏れについて 公衆街路灯の設置に関する占用許可申請を行わないまま、過 去から道路を占用していた案件が確認された。県として、日 常の道路パトロールの強化により、不法占用の防止に留意さ れたい。さらには「道路管理実務必携」にあるとおり、道路 占用許可担当者による定期的及び臨時的なパトロールを実施 されたい。	意見	P38
6	(道路占用料) 道路占用者からの申請漏れについて 公衆街路灯の設置に関して占用許可の申請漏れが確認され た。住民に対して、道路を占用する際には申請を行い、県の 許可が必要であることを周知徹底する取組みを検討された い。	意見	P38
7	(道路占用料) 占用許可及び減免に係る事務について 条例や要領に「その他」や「など」のように具体的な記載の ない、判断に迷うような許可もしくは減免基準の適用があり、 本庁(道路整備課)では、事務の取扱いに注意喚起をするこ とが必要な場合には、通知を発出するなどして各総合支庁へ の周知を図っている。ただし、各総合支庁に対して十分な情 報提供体制が構築されているとは言えないため、本庁への確 認工数や過去資料の再確認の工数を減らすための事務効率を 向上するような改善方法を検討されたい。	意見	P39
8	(河川水面使用料及び占用料) 河川区域内の土地の民間団体による占用について 占用許可にあたり、河川区域外への移転を促す特記条件を設	意見	P44

	けている許可に関しては、占用者の移転に向けた対応状況を定期的に確認するとともに、今後の占用許可のあり方を検討されたい。		
9	(空港使用料) 米沢ヘリポートの運用のあり方について 米沢ヘリポートの利用状況が低下している中で、収入を大き く超えるコストがかかっている。公共施設であることから、 収支状況のみをもって運用のあり方を判断するべきではないが、 米沢ヘリポートの近年の利用実績を踏まえ、今後の運用 に際しては、更なるコスト削減や、当初の需要見込み回数達 成に向けた利用拡大の取組みを行い、それでもなお改善が見 込めない場合には、現状に捉われない多様な視点での検討を 図られたい。	意見	P58
10	(駐車場収入) 近隣駐車場との比較について 県営駐車場の場合、営業時間(午後10時30分)を超えて から出庫することができないため、近隣駐車場と比較すると、 利便性は決して高いとは言えない。通常の利用が減少傾向に ある中で、利用促進のためには営業時間の延長により、普通 利用及び定期利用ともに利用の増加が見込まれるため、駐車 場の営業時間の延長を検討されたい。	意見	P68
未収			
1	(県営住宅使用料) 連帯保証人への弁済請求書の送付について 「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」によれば、納付の 督励等をしても納付がなく滞納額が家賃の3か月分に相当す るに至ったときは、滞納者及び連帯保証人に対して請求を行 うこととなっているが、連帯保証人への弁済請求書の送付が 滞納8か月分となるまでなされていない案件があった。要領 に従い適正に処理する必要がある。	指摘事項	P80
2	(県営住宅使用料) 事務フローについて	指摘事項	P81

	滞納者及び連帯保証人に対して請求を行う事務手続きについて、「県営住宅家賃滞納整理事務処理要領」と「県営住宅家賃滞納整理事務の手引き」の内容に不整合があり、事務フロー図に不備がある。事務処理のよりどころとなる手引きの未更新は現場での処理を混乱させるものであり早期に是正が必要である。		
3	(県営住宅使用料) 催告書送付リストについて 催告書発送のためのリストは指定管理者が作成している が、未納者一覧表から自動作成されないため、作成に大幅な 事務時間を費やしている。手作業により作成しているため事 務コストがかかっている。未納者一覧表から必要な情報を取 り出し、リストの自動作成が可能か検討し、事務コストの削 減を検討されたい。	意見	P81
4	(県営住宅使用料) 不納欠損処理について 不納欠損処理について、庄内総合支庁ではチェックリスト やフロー図を作成し事務の効率化を図っている。このような 有効な取組みが他の総合支庁でも共有されるよう検討された い。	意見	P81
5	(母子寡婦福祉資金特別会計) 審査会の設置について 「山形県母子及び寡婦福祉資金事務取扱要領」では、貸付 の決定について、審査会による審議を規定している。しかし、 最上総合支庁では内規により審査会の開催を省略している。 本来、貸付資格や保証人の条件、償還計画について合議によ る話し合いを行うべき審査会が、省略されていることは、な んら合理性がなく、早期に内規を改定し、審査会による合議 を行う必要がある。	指摘事項	P91
6	(母子寡婦福祉資金特別会計) 償還指導記録カードについて 「母子寡婦福祉資金滞納に関する標準的督励手順マニュア	意見	P92

	ル」において、督励に関する記録簿となる償還指導記録カードの作成を義務付けている。 置賜総合支庁では、償還指導記録カードを作成したうえで、 母子寡婦記事台帳の機能を利用し同様の内容をシステムに入 力している。事務的に同様の作業が行われており、作業の効 率を悪化させている。記載内容が網羅させていれば、償還指 導記録カードの様式でなくとも可であることを明確にし、二 重の事務作業を解消するよう検討されたい。		
7	(母子寡婦福祉資金特別会計) 一括催告について 各総合支庁では、年1回12月にすべての滞納者・保証人に対して一括催告を実施することとしているが、一部の総合支庁では入金の継続等を理由に一部の滞納者・保証人に対して催告状の発送を実施していない。 一括催告はすべての滞納者・保証人に対して年1回は文書で内容を通知する制度であり、例外を作るべきではないと考える。また、整理簿に基づき、総合支庁管轄・市管轄に仕分ける作業も省略でき、業務の効率化にもつながる。例外なくすべての滞納者・保証人に一括催告を行うことを検討されたい。	意見	P92
8	(平成21年度の措置状況 過年度医業未収金) 文書催告の区別について 文書催告の件数について、本人と保証人を区別した集計を 行っておらず、保証人に対する具体的な実施件数を把握する ことができない。保証人に対する手続についての管理資料と して有効に機能するよう、文書催告の件数については本人と 保証人を区別して集計を行うことを検討されたい。	意見	P141
9	(平成21年度の措置状況 生活保護返還金) 文書による指導について 平成22年生活保護基準改定説明会の資料を閲覧したところ、「未収金のある廃止ケースについて担当者間の引き継ぎに留意すること(文書保存年限5年経過後も廃棄しない等、対応すること)」を出席者に口頭で指導した旨の記録があった。	意見	P153

県税	地方公共団体の人事政策により所管の担当者は数年で交代となる場合が多く、その場限りの口頭による指導ではその有効性は確保されないと考える。当該指導に関して、文書での通知や規程へ盛り込むなどの対応が必要である。 収入の管理事務		
1	(滞納整理の強化) 滞納繰越分の徴収率について 個人県民税の滞納繰越額は累積的に増加しており、全体の 徴収率の押し下げ要因となっているため、県税収入確保の観 点から、滞納繰越分の徴収率向上が必要である。現年課税分 の徴収率を維持するとともに、差押・公売等法的手続を徹底 し、滞納繰越分の徴収率向上を図られたい。	意見	P171
2	(納税環境の整備) 返戻整理簿の更新について 自動車税の納税通知書の返戻整理簿について、村山総合支 庁において一定期間更新されていない。返戻整理簿が適時に 更新されないことは、納税通知書の転送や納付書の再発送の 遅れにつながり、税収確保の阻害要因となり得る。返戻整理 簿を適時適切に更新し、転送や納期限変更の事務手続きの確 実な実施を担保されたい。	意見	P176
多様	な財源の確保 (自動販売機設置場所貸付収入) 自動販売機設置場所貸付に係る入札説明書の記載について 入札説明書の記載について、年間販売本数を把握しているに も関わらず「不明」として募集をした案件があった。販売本 数は、業者が入札の意思決定をする上での有用な情報であり、 今後は情報の記載漏れのないよう対応されたい。	意見	P183
2	(自動販売機設置場所貸付収入) 入札制度への移行状況について 病院事業局については、福祉団体等が設置した自動販売機 や募金付き自動販売機以外に、民間団体に対しての使用許可 による自動販売機設置事例が確認された。病院事業局の経営	意見	P184

	上、これらの自動販売機の設置を入札方式に切り替えること は有益と考えられるため、病院事業局においても「自動販売 機の設置場所貸付に係る行政財産貸付事務取扱要領」を参考 に、自動販売機設置にかかる入札方式の導入を検討されたい。		
3	(命名権収入) 県が開示している情報について 命名権の対象となる施設について開示例をさらに充実させる べきと考える。具体的には、対象施設の概要のうち、施設利用 者数については、一覧表と併せて開示することを検討された い。また、現状例示されている施設以外の例示の拡充や、公 園や運動場などのように施設をグループ分けするなどして開 示を検討されたい。	意見	P191
4	(アンテナショップに係る収入) 賃料等の今後の見直しについて アンテナショップの運営事業者からの賃料について、定期 的に見直す必要がある。そのためには、運営事業者の収支状 況を把握する必要があるが現状決算書等の入手を行っていな い。新規に運営事業者を募集する際はもちろん、既存の運営 事業者との契約更新の際にも、契約額の定期的な見直しのた めに、収支状況を把握できる決算書等の提出を求めていくこ とを検討されたい。	意見	P198
5	(余剰電力売電収入) 一般競争入札実施対象の拡大について 平成25年度に予定している管理用発電を行っているダムの 売電について蔵王ダムを対象外としている。蔵王ダムの余剰 電力は、大部分を山形県庁舎で消費しており、平日夜間と土 日祝日の発電分が主に売却対象となるため、買取事業者が限 定される可能性はあるが、他のダムと同様、一般競争入札の 実施を検討されたい。	意見	P205
6	(広告掲出事業に関する収入) 広告媒体の拡大について 「県庁舎内広告」掲出については、不調となる入札案件が	意見	P208

	あるという現状から、広告媒体を拡大できる余地は少ないと考える。ただし、県庁舎以外の県有施設への広告掲出スペース拡充は検討する余地があると考える。県では、「県有財産の総合的な管理・活用の推進」に取り組むこととしており、県有財産の有効活用の観点から、各県有施設の特徴を活かし企業広告の拡大についても検討されたい。		
7	(広告掲出事業に関する収入) ホームページバナー広告について 「山形県ホームページバナー広告」に関しては、スペース 上、バナー枠を増やすことは可能であるが、既存の枠に空き が生じている現状では、検討する余地は少ないと考える。し かしながら、アクセス数自体は月平均約 243,000 件と広告媒体 としては十分価値があるため、収入確保に向け募集方法等を 検討されたい。	意見	P209
8	(やまがた緑環境税) 市町村との連携について みどり環境交付金事業の普及のためには県と市町村との連携 が不可欠である。県は各市町村の広報の取組を定期的に把握する などし、普及広報がより徹底されるよう対応されたい。また、や まがた緑環境税がどのように使われているか県民の目に見える 形での周知活動・普及活動の取組を一層増やしていくことを検討 されたい。	意見	P223
9	(産業廃棄物税) 基金残高について 産業廃棄物税基金は、残高が増加傾向にあり、収入が支出を上 回る状況にある。県は税金として収受した基金を有効に活用す る責任があり、増加傾向にある産業廃棄物税基金について、 基金残高を適正に管理していくための具体的な方策を明確に されたい。	意見	P230
10	(産業廃棄物税) 課税事務調査について 山形県産業廃棄物税事務処理要領の 13 節では、「申告額の	指摘事項	P234

	妥当性を検証するため定期的に(原則として1年度に1回) 実地調査を行うものとする。」と定めている。しかし、「原則 として1年度に1回の取り扱いについて」の解釈が総合支庁 間で異なっていた。1年度に1回1業者のみの検査では、業 者数が増えるほどすべての業者を検査するのに年数を要し、 課税事務調査の合理性が損なわれる恐れがある。よって、早 期の文言の見直し又は運用の統一を図る必要がある。		
11	(産業廃棄物税) 調査報告書の様式について 課税事務調査実施時の調査報告書については、様式が定められていないことから、各総合支庁において独自のチェックリストを作成したり、異なる様式で調査報告書が作成されている。総合支庁間での情報の共有を図り、より効果的かつ効率的な課税事務調査に努めていただきたい。	意見	P234
12	(産業廃棄物税) 許可証の返還について 許可証の更新の際には、旧許可証を返還しなければならないが、許可証を紛失したため、旧許可証の返還がなされないまま新許可証を交付した事例があった。要領上はあくまでも更新の際には原本を返還しなければならないのであるから、上記のような簡便な運用は認められないと判断する。今回の事例は内規としての要領に反しているため、今後は要領に従った処理がなされるよう運用を徹底する必要がある。	指摘事項	P235

第2章 各論

第1 使用料及び手数料収入

使用料及び手数料収入総括

山形県の歳入のうち、「使用料及び手数料収入」は重要な財源のひとつである。「使用料及び手数料収入」には、行政財産の目的外使用等の対価として、その利益を受ける者から徴収するものや、特定の者に提供する役務に対して、その費用を償うために徴収するものなどが含まれる。

山形県においても、「山形県行財政改革推進プラン(平成25年3月)」で受益者負担の適正化のため、毎年度、使用料及び手数料の適正な見直しを行うこととしている。

(山形県の取組み)

③ 受益者負担の適正化

行政サービスに対する受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料について、毎年 度検証のうえ、適正な見直しを行う。

(「山形県行財政改革推進プラン (平成25年3月)」より抜粋)

上記のとおり、使用料及び手数料については、受益者負担の観点から、適正な料金水 準の設定を行うことを目指している。

下記では、平成 24 年度山形県歳入歳出決算(一般会計、特別会計)の事項別明細書に記載されている「使用料及び手数料」のうち、金額の多寡、他県の監査事例で同様の課題が内在していると考える項目で、特に監査を実施すべきと考える項目について、監査対象とした。

(監査対象)

- ① 土地建物使用料
- ② パーキングメーター作動等手数料
- ③ 道路占用料
- ④ 河川水面使用料及び占用料
- ⑤ 空港使用料
- ⑥ 駐車場収入(公営企業会計のうち、駐車場事業に係る収入)

1. 土地建物使用料

(収入概要)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)において、地方自治体が保有する行政財産に対して、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可し、使用料を徴収することが出来るとされている。また、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。

「地方自治法」より抜粋

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政 財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを 定めなければならない。

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

上記を受け、山形県は「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分 に関する条例」において具体的な使用料について規定している。

「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例」より抜粋 (行政財産の使用)

第10条 行政財産を使用させるときは、他の条例に特別の定めがあるものを除き、別表(※)に定める使用料(他の法令により他人の土地等を使用することができる者に対し、当該土地等を使用させる場合において、当該法令に使用の対価が定められているときは、当該対価に相当する使用料)を徴収する。ただし、公用又は公共用に供するとき、及び知事が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

※ 別表略

さらに、山形県では「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」において、使用許可できる場合等について下記のとおり、定めている。

「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」より抜粋

第1 意義

行政財産は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)の規定により、行政目的を達成するものであることから売払い、交換等が禁止されているが、そ

の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされている。これは、行政財産であっても、本来の用途又は目的を妨げない限度において使用させることによって、行政財産自体の効用を助長する場合もあるからである。しかし、行政財産の目的外使用許可は、財産の例外的運用である。したがって、使用させる行政財産については、必要最小限にとどめ、原則として現状のまま使用させることとし、容易に原状回復ができる状態にしておく必要がある。

第2 使用許可の範囲

1 使用許可基準

~ 略 ~

行政財産の使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときに限り、行政財産の 使用を許可することができる。(財産規則第32条)

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、特に必要と認められるとき。
- (2) 県の事務又は事業を推進することに効果があると認められるとき。
- (3) 公の学術調査、研究、公の施策等の普及宣伝その他公共の目的のための講演会、研究会等の用に短期間使用するとき。
- (4) 水道事業、電気事業その他の公益事業のため使用することが、やむを得ないと認められるとき。
- (5) 職員その他県の施設を利用する者のための食堂、売店その他の福利厚生施設を設置するとき。ただし、自動販売機を設置するときは、原則として地方自治法施行令第23 8条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付けで対応することとする。
- (6) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用するとき。
- (7) その他特に総務部長が認めるとき。

「その他特に総務部長が認めるとき」とは、次の場合とする。ただし、県の事務事業に 支障のない場合に限る。

- ① カーブミラーや防犯灯の設置のように公共的見地からの要請が強い場合において、 僅少な面積について使用を認める場合。
- ② 県に寄付する建物又は工作物を築造又は設置するため、寄付しようとする者が使用するとき。
- ③ 次のいずれかに該当し、使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が営利を目的としないとき。

ア 交通事情の見地から、公共的団体(町内会及び実行委員会等を含む。以下この項において同じ。)に庁舎等の一部を駐車場として使用させることがやむを得ないとき。

イ 庁舎等の一部を公共的団体の主催する催し物の会場として使用するとき。

④ 次のいずれかに該当し、当該施設の使用を認めないことが県の立場上又は社会的、

経済的見地から妥当でない場合。

ア 県の試験研究施設等を使用しなければ、試験、研究、試作等が困難な場合において、 当該施設を使用するとき。

- イ 隣接地の所有者が県有地を使用しなければ、下水を下水道まで通過させることがない場合等において、下水管等を設置するとき。
- ⑤ その他上記①から④までに掲げる場合に準ずる場合であって、庁舎等の一部を使用 させることが真にやむを得ないとき。

この場合はきわめて例外的な取扱いであるから、制限的に運用するものであり、許可申請があった場合は、総務部管財課長(以下「管財課長」という。)を経て総務部長に協議すること。

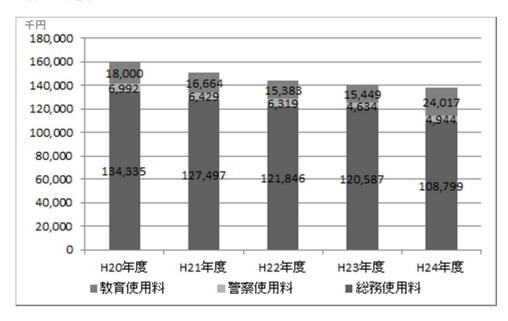
(減免について)

山形県では、同要領において、減免の範囲及び減免割合を以下のとおり、規定している。公共性、公益性のある事業を行っている場合の他、その他として、特例的に減免を 実施する場合がある。また、土地建物の使用に係る金額は減免であるが、原則として光 熱水費は減免の対象外である。

減免区分	免除することが	50%減額すること	
使用区分	できるもの	ができるもの	摘要
(1) 国、他の地方公共団体、 その他公共団体において、 公用又は公共用に供すると き	直接かつ無償で公共の用に 供するとき	公用に供するとき	
(2) 県の事務又は事業を推進 することに効果があると認 められる場合において、そ の事務又は事業の用に供す るとき。			
① 県職員の組織する共 済組合、互助会、職員団 体その他これらに類す る団体が、その事務又は 事業の用に供するとき	左欄の場合		
② 社会的貢献活動を行うことを主たる目的とする特定非営利活動団体に施設を使用させるとき	収益事業を行わないとき	収益事業を行うとき	
③ その他	収益事業を行わないとき	収益事業を行うとき	
(3) 公の学術調査、研究、公 の施策等の普及宣伝その他 公共の目的のための講演 会、研究会等の用に短期間 使用するとき	収益事業を行わないとき	収益事業を行うとき	
(4) 水道事業、電気事業その 他の公益事業を行う団体 が、当該事業の用に供する とき	公益事業が地方公営企業法 の適用を受けているとき		
(5) 職員その他県の施設を利用する者のための食堂、売店その他の福利厚生施設を設置するとき	営利を目的としない団体 (共済組合等を含む。)が 経営し、県が価格、料金等 について規制又は承認して いるとき	は個人が経営し、県が価格、 料金等について規制又は承	
(6) 災害その他緊急やむを得 ない事態の発生により応急 施設として使用するとき	左欄の場合		
(7) その他	上記(1)~(6)までのほか、特に必要があると認めるときは、免除 又は減額することができる。 (この取扱いについては、管財課長を経て総務部長に文書により 協議するものとする。)		

(「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」より抜粋)

(収入推移)



土地建物使用料について、歳入歳出決算書付属書類の中で行政財産の所管部署によって、総務使用料、教育使用料及び警察使用料に区分されて計上されている。

総務使用料は知事部局である総務部(主に管財課)で所管している行政財産から、教育使用料は教育庁で所管している行政財産から、警察使用料は警察本部で所管している行政財産からの目的外使用により受け取る使用料収入である。

当該収入については減少傾向が続いており、平成 20 年度には 1 億 59 百万円の収入があったが、平成 24 年度までに 1 億 37 百万円まで減少している。

(実施した手続き)

監査人は、本庁、村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁、庄内総合支庁において、ヒアリング及び現地調査を行い、サンプルを抽出した取引に関して、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に基づいて、行政財産の目的外使用に関する使用許可申請事務手続き、及び減免事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、使用許可財産の範囲及び減免基準の判断が本庁及び各総合支庁で相違がないかについても合わせて確認している。

(監査の結果)

(1) 使用許可及び減免事務の取扱いについて

監査の結果として、確認を実施した案件について、行政財産の目的外使用許可及び減免の手続きは要領に基づいて行われていた。また、使用許可財産の範囲及び減免基準の判断については、使用許可または減免に疑念がある場合は、事前に管財課に確認を行うことによって、全庁的に判断が統一化されていると考える。

(2) 庁舎の一部を使用する民間団体について

複数の庁舎に関して、それぞれ民間団体が庁舎の一部を使用し、その収益事業等を行っている。前述の「使用許可範囲」にも記載されているとおり、原則として、収益事業を行う民間団体には使用許可を出すことはできない。しかし、県の事務又は事業への推進に必要な機能を担っており、福利厚生等の目的のために効果がある場合は、例外的に使用を許可している。その中で、県は庁舎建設時に建設協力金を受け取っていることから、当該庁舎使用に係る使用料について 100%減免を行っている例があるが、県と当該民間団体との間で、詳細な使用期間の取り決めがなく、また、減免をいつまで行うか等の取り決めもなされていないのが現状である。

過去の経緯から使用許可及び減免を実施している民間団体の庁舎使用について、減免期間を含めた今後のあり方を明確にするよう検討されたい。【意見】

(3) 使用許可及び減免に係る事務について

行政財産の使用許可及び減免に係る事務は本庁及び各総合支庁のそれぞれで進められているが、条例や要領に「その他」や「など」のように具体的な記載のない、判断に迷うような財産もしくは減免基準の適用に関して、申請者から質問を受ける場合がある。このような場合、各総合支庁の担当者は、過去の申請関連資料を確認し、それでも判断しかねる場合には本庁の所管課である管財課に対して、電話やメール等で相談を行っている。これを受け、管財課では過去の申請書等から使用許可及び減免が可能か、根拠も添えて回答を行っており、相談の内容は記録を残し、管理を行っている。こうした取組みにより、使用許可及び減免の事務が全庁的に統一され、人事異動等で担当者が変わった場合においても、使用許可及び減免の判断に相違が出ないように事務が行われていることが確認された。

一方で、人事異動等で担当者が変わった場合、もしくは稀にしか申請がないような場合には、その都度、管財課に相談しているため、事務の非効率が発生している。つまり、各総合支庁の担当者が管財課担当者に相談をする工数、及び管財課担当者が相談を受け回答を検討する工数が、ケースによっては同じ案件に対して、何度も発生している可能性がある。また、各総合支庁においても、その都度、過去の申請関連資料を見直すケースもあるため、総合支庁内での事務非効率も発生している。

こうした状況を踏まえ、本庁への確認工数や過去資料の再確認の工数を減らすための 事務効率を向上するような改善を行うべきである。特に、人事異動等で変わったばかり の職員の場合、事務非効率の程度は大きくなるため、新任担当者に対するフォローが必 要である。

具体的な改善例としては、過去に各総合支庁から本庁に寄せられる相談事項の傾向を踏まえて、使用もしくは減免を許可した考えなどまとめた「Q&A」を作成することで情報を共有化するなどが考えられる。また、研修体制の充実なども考えられる。現在で

も、年間数回の各総合支庁の担当者向け、新任者向けの研修実施をしているが、より実務的な事例研修などを定期的に開催することなども考えられる。さらに、管財課内での人事異動に対応するため、過去事例を1つのファイルにまとめ、次の担当者に引き継ぐなどノウハウ移転も必要である。このような取組みにより、実務の効率化を図りながら、使用許可業務が円滑に行われる対応を検討されたい。【意見】

2. パーキングメーター作動等手数料

(収入概要)

道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第49条第1項において、時間制限 駐車区間にパーキング・メーターを設置し、管理するものとされ、また山形県手数料条例(平成12年3月21日山形県条例第8号)第2条第1項第455号において「作動手数料として1回につき200円」と定められている。

「道路交通法」より抜粋

(時間制限駐車区間)

第49条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間(以下「時間制限駐車区間」という。)について、当該時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するため、パーキング・メーター(内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。)又はパーキング・チケット(内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。)を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。)を設置し、及び管理するものとする。

「山形県手数料条例」より抜粋

(手数料の徴収)

第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

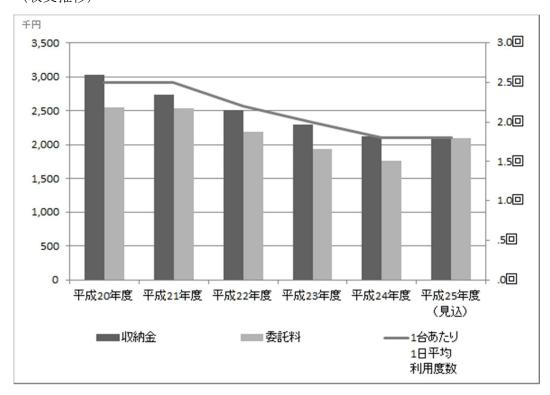
県においては、同法に基づいて、駐車スペースの確保の目的からすずらん街にパーキング・メーターを 16 台設置している。しかし、下記推移表のとおり、利用状況は年々減少傾向にあり、平成 25 年度の見込みでは、収納金と委託料がほぼ同額となる可能性がある。なお、収納金は消費税が含まれているため、消費税を除いた実質収納金額では、委託料が収納金を上回る見込みである。

(施設概要)



設置場所	山形市香澄町二丁目地内 一般県道下原山形停車場線「通称すずらん街」
料金	200円(100円硬貨2枚)
利用時間	60分
運用時間帯	午前9時から午後8時まで
留意点	・60分を超える場合は再度駐車 ・運用時間帯以外に駐車すると駐車違反
パーキング・メーター 1台当たりの金額	約60万円(H21年度の更新コストの平均)

(収支推移)



(単位:円)

						(+ ± · 1 · 1)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込)
収納金	3,025,300	2,737,500	2,514,400	2,293,200	2,122,400	2,102,400
委託料	2,551,500	2,541,000	2,188,200	1,940,400	1,764,000	2,100,000
1台あたり 1日平均 利用度数	2.5回	2.5回	2.2回	2.0回	1.8回	1.8回
利用度数 (年間)	15,136.0	13,689.5	12,572.0	11,466.0	10,627.0	10,512.0

※1台あたり1日平均利用度数=利用度数(年間)÷365日÷16台

(所管課内での検討状況)

警察本部交通部交通規制課において、課内で(1)300 円への料金改定、(2)撤去、(3)200 円の据置というケースに分け、検討を実施している。なお、当該検討は減価償却費などを含めた民間同様の発生主義会計に基づいたコスト分析を実施し、かつ、駐車違反への懸念などの法令目的も考慮した精緻な検討である。県の行政改革の検討を行うにあたって、参考にしていただきたい有用な事例と考える。

- (1)のケースでは、利用率の低下の状況にある中で、料金の引き上げは増収にすぐにつながるものではなく、むしろ減収の可能性すらあるという考えである。
- (2)のケースでは、現在パーキング・メーターが設置されている箇所は道路に切り込みが入っているが、パーキング・メーターを撤去すると、当該スペースに無断で駐車され、駐車違反を助長しかねないとしている。道路の整備には道路管理者と協議する必要があり、すぐの対応は難しく、ポストコーンの設置などで一時的に当該スペースを閉鎖することも考えられるが、ポストコーンの転倒の可能性もあるとの考えである。
- (3)のケースでは、パーキング・メーターの管理に係る委託内容の見直しによって、 委託料の減額が可能ではないかとしている。

(実施した手続き)

監査人は、所管課である警察本部交通部交通規制課の担当者へのヒアリングを実施し、 必要に応じて、関連資料を閲覧した。また、パーキング・メーターの現地調査を行い、 パーキング・メーターの利用状況、資産の状況等の把握を行った。

(監査の結果)

所管課内での検討は、財務情報に基づいた検討とその意思決定という点で有用な分析である。利用1回あたりのコスト分析にあたり、県が「直営」でパーキング・メーターを管理する場合に必要なコストを、下表のとおり、本庁所管職員の人件費、減価償却費

及び諸経費として算定している。

(単位:円)

	(+
	金額
人件費	2, 910, 026
減価償却費	767, 307
諸経費	330, 535
合 計	4, 007, 868

(単位	:回、円)
年間想定利用度数	9, 766
1回当たり総経費	410

※なお、人件費は手数料事務従事職員の年間人件費 のうち、従事割合を乗じた金額である。

コスト分析にあたっては、上表の「直営」の場合に加えて、現在の「管理委託」している場合のコスト分析も行うべきである。その際、管理委託料の他、県で負担している減価償却費及び諸経費も含めたコストのすべてで検討する必要がある。下表では、交通規制課から入手したデータをもとに現在の「管理委託」している場合の利用1回あたりのコスト分析を実施した。

(単位:円)

	金額
委託料	1, 764, 000
減価償却費	767, 307
諸経費のうち 電気量	44, 292
合 計	2, 575, 599

(単位	: 回、円)
年間想定利用度数	9, 766
1回当たり総経費	264

上表のとおり、「直営」の場合の 1 回あたりの総経費は 410 円、「管理委託」している場合は 264 円であり、「管理委託」のほうがコストは低い。しかし、1 回あたりの利用料収入は 200 円であり、いずれの算出結果においても、費用が収入を上回る状態である。

警察本部交通部交通規制課での検討のとおり、駐車違反を防止するとの観点からは、 財務情報だけをもって、パーキング・メーターの要否を検討するべきではない。道路の 占用は交通安全の観点から制限されるべきである法律の趣旨、駐車している車によって 通行が阻害されていることなども総合的に考慮しなければならない。財務情報及び非財 務情報を活用し、パーキング・メーターの設置継続の要否を引き続き検討していただき たい。【意見】

3. 道路占用料

(収入概要)

道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第32条において、道路に下記のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。

「道路法」より抜粋

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
- (1)電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - (2)水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - (3)鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - (4)歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - (5)地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - (6)露店、商品置場その他これらに類する施設
 - (7)前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

また、同法 39 条において、道路管理者である県は、県道の占用につき占用料を徴収 することができるものとされており、これによる占用料の額及び徴収方法は、道路管理 者である地方公共団体の条例で定めることとされている。

「道路法」より抜粋

(占用料の徴収)

- 第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法 (昭和二十三年法律第百九号)第六条 に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。
- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例 (指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、 第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、 政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

山形県では、これを受け、「山形県道路占用料徴収条例」、「山形県道路占用規則」及び「山形県道路占用料徴収条例取扱要綱」において、具体的な占用料の額及び徴収方法を規定している。

なお、平成24年度の県の歳入のうち、2,772百万円が使用料であるが、このうち64.2%が土木使用料であり、道路占用料はこれに含まれる。また、土木使用料のうち20.6%が河川水面使用料及び占用料であり、県営住宅使用料の30.0%に次ぎ、歳入の大きな割合を占めている。なお、土木使用料の内訳は下記のとおりであり、次項以降にて、河川占用料及び空港使用料(山形空港使用料、庄内空港使用料、米沢へリポート使用料)について記載している。

		(単位:円)
項目	調定額	構成比
道路占用料	188,996,940	6.8%
海岸占用料及び土石等採取料	2,556,580	0.1 %
河川水面使用料及び占用料	572,113,148	20.6%
港湾使用料及び占用料	33,858,195	1.2%
山形空港使用料	30,448,966	1.1%
県営住宅使用料	830,849,000	30.0%
都市公園使用料及び占用料	1,335,943	0.0%
砂防設備占用料	101,070	0.0%
庄内空港使用料	116,450,605	4.2%
公共用財産使用料及び産出物採取料	2,372,550	0.1 %
米沢ヘリポート 使用料	34,205	0.0%
合計	1,779,117,202	64.2%

(料金体系)

前述のとおり、道路占用料については「山形県道路占用料徴収条例」で定められており、具体的には下表のとおりである。

(単位:円)

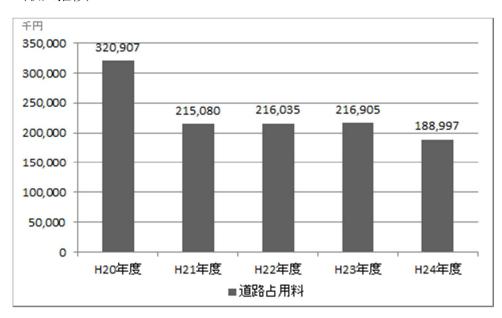
		1		(単位:円)	
		占用料			
	占用物件	単位	所在		
		- 平位	市	町村	
法第32条第1項第1	第1種電柱	1本につき1年	560	460	
号に掲げる工作物	第2種電柱		860	700	
	第3種電柱		1,200	950	
	第1種電話柱		500	410	
	第2種電話柱		800	650	
	第3種電話柱		1,100	900	
	その他の柱類		50	41	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4	
	地下に設ける電線その他の線類		3	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	400	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルに つき1年	300	250	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000	820	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1	420	340	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	990	
	その他のもの	占用面積1平方メートルに つき1年	1,000	820	
法第32条第1項第2 号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	17	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		30	25	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの]	45	37	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		60	49	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの		90	74	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの		120	98	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの		210	170	
	外径が0.7メートル以上1メートル未 満のもの		300	250	
	外径が1メートル以上のもの		600	490	
法第32条第1項第35	ューロー	占用面積1平方メートルに	1,000	820	
	地下街及び 階数が1のもの地下室	つき1年	Aに0.004を乗じて		
・ティーコロインの川田区	階数が2のもの	1	Aに0.007を乗じて	得た額	
	階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて	- 1 4	
	上空に設ける通路	1	1,000	490	
	地下に設ける通路	1	610	300	
	その他のもの	1	1,000	820	
法第32条第1項第6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルに つき1日	20	10	
つに拘りる肥政	その他のもの	占用面積1平方メートルに つき1月	200	99	

(「山形県道路占用料徴収条例」より抜粋)

(減免について)

土地建物使用料と同様に、公共性、公益性のある事業を行っている場合の他、その他として、特例的に減免を実施する場合がある。

(収入推移)



当該収入については平成 21 年度に占用料の改定を行い、占用物件の大部分を占める 電柱や埋設管等の占用料単価が引き下げられたことから大幅に減少している。その後は 平成 23 年度まで 2 億 16 百万円で推移していたが、平成 24 年度に平成 21 年度と同様 に占用料の改定に伴い、2 億円を下回った。

(実施した手続き)

監査人は、本庁、村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁、庄内総合支庁において、ヒアリング及び現地調査を行い、サンプルを抽出した取引に関して、「山形県道路占用規則」及び「山形県道路占用料徴収条例取扱要綱」に基づいて、道路占用に関する許可申請事務手続き及び減免事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、占用許可及び減免基準の判断が本庁及び各総合支庁で相違がないかについても合わせて確認している。

(監査の結果)

(1) 道路占用許可及び減免事務の取扱いについて

監査の結果として、確認を実施した道路占用許可事例の中で、占用許可及び減免の手続きに課題が複数確認されたため、(2)以降で現状及び課題を記載する。また、占用許可の範囲及び減免基準の判断については、占用許可または減免に疑念がある場合は、事前に道路整備課に確認を行うことによって、全庁的に判断が統一化されていると考える。

(2) 道路占用許可の更新手続きにおける事後承認について

道路法第32条第1項において、「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件

又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない」とされている。つまり、道路占用にあたり、「事前に」道路管理者である山形県知事の許可を得る必要があることを意味している。

しかし、上山市内の道路占用許可について、許可日前に道路を占用している案件が確認された。当該案件は、上山七ヶ宿線他 4 線にガスパイプラインを設置するため、民間団体から申請があったものである。過年度からの更新案件であったが、下表のとおり、道路占用許可申請日が前回の道路占用期間の満了日直前だったこともあり、道路占用許可日が満了日を超えてしまっている。

項目	日付
申請日	平成 24 年 3 月 26 日
許可日	平成 24 年 4 月 12 日
道路占用期間	平成 24 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日
(前回占用許可期間)	(平成 19 年 4 月 1 日~平成 24 年 3 月 31 日)

県として、上記のような申請の遅れがないように「山形県道路占用規則」により、占用の更新に係る申請等の期限は、占用期間の満了日の1か月前までと規定しているため、更新申請が必要な団体に対して、申請等の期限の1~2か月前に郵送で通知を出すなどの対応は実施している。また、占用期間の満了日1か月前までに申請書が提出されない占用者に対しては、電話等による督促も実施している。これらの手続きは、占用許可に関する審査及び決裁等の事務手続きに必要な期間を確保するためである。

更新案件については、当初許可時において審査を受けており、1回の占用許可期間より 耐用年数の方が長く、当初から継続占用が予定されていることが多い。そのため、許可 の更新が遅れた物件が占用期間の満了日後すぐに不法占用とは考えられないが、当該案 件以外にも、村山総合支庁に係る平成 24 年度の道路占用許可一覧を確認しただけで、 同様の事後許可案件が 11 件確認され、占用期間開始日と許可日が、最長で 3 か月以上 乖離している案件(1件) もある。県として、このような事後許可による占用が発生し ないよう、早期に更新手続きが完了するように対応すべきである。【意見】

(3) 道路占用者からの申請漏れについて

新庄市内のある町内会において、公衆街路灯の設置に関する占用許可申請を行わないまま、過去から道路を占用していた。街路灯は11本設置されていたが、平成24年度に取替が計画され、道路占用の申請が必要なことを知ったことに伴い、新規の道路占用申請となった。

道路占用許可などの実務を規定している「道路管理実務必携」によれば、無許可の物件等については不法占用として、口頭での注意及び指導の他、文書による勧告又は警告、

移転・除去等の命令、代執行を行うことができるとされている。当該案件に関しては、 このような措置を行う以前に、県として不法占用を認識すらしていなかったと言える。 同資料によれば、不法占用に対する監視として、以下のように規定している。

「道路管理実務必携」より抜粋

(不法占用に対する監視)

不法占用の状態はできる限り早く発見し、速やかにこれを除去しなければならない。そのためには、まず日常の道路パトロールにおいて、道路施設の状況のみならず、道路占用(不法占用を含む。)の状況についても十分な注意を払うことが第一である。

また、これと並行して道路占用許可担当者は、道路監理員等の協力を得て、定期的及び必要に応じて臨時的な占用状態のパトロールを行い、違法状態の発見及びその除去に努めなければならない。

各総合支庁においては、占用許可担当者が直接ではないが、日常の道路パトロールを 実施しているとのことである。しかし、今回のような申請漏れによる不法占用を発見す るには十分な対応が出来ていないと言える。県として、日常の道路パトロールの強化に より、不法占用の防止に留意されたい。さらには「道路管理実務必携」にあるとおり、 道路占用許可担当者による定期的及び臨時的なパトロールを実施されたい。【意見】

なお、パトロール実施にあたっては、事務負担も考慮して、実施方法を工夫する必要がある。例えば、申請書から現物を確認する方法、現物から申請書を確認する方法の両方を実施することで、網羅的に確認することができる。また、申請のあった案件すべてを確認することは事務的に煩雑であるため、無作為にサンプルを抽出する、もしくは特定の地域に絞るなどのサンプル選定の工夫も必要である。

また、住民に対して、道路占用にあたり申請を行い、県の許可が必要であることを周知徹底する取組みを検討されたい。【意見】

(4) 占用許可及び減免に係る事務について

土地建物使用許可と同様に、道路占用の占用許可及び減免に係る事務は本庁及び各総合支庁のそれぞれで進められているが、条例や要領に「その他」や「など」のように具体的な記載のない、判断に迷うような許可もしくは減免基準の適用に関して、申請者から質問を受ける場合があり、各総合支庁の担当者は本庁の所管課である道路整備課に対して相談を行っている。

また、道路整備課と各総合支庁の連携についても土地建物使用許可ほぼ同様であるが、 事務の取扱いに注意喚起をすることが必要な場合には、通知を発出するなどして各総合 支庁への周知を図っている。ただし、各総合支庁に対して十分な情報提供体制が構築さ れているとは言えないため、土地建物使用料でも記載したとおり、本庁への確認工数や 過去資料の再確認の工数を減らすための事務効率を向上するような改善方法を検討されたい。【意見】

4. 河川水面使用料及び占用料

(収入概要)

河川法(昭和39年7月10日法律第167号)において、河川の流水及び土地を占用しようとする場合においては、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

「河川法」より抜粋

(流水の占用の許可)

第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(土地の占用の許可)

第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(流水占用料等の徴収等)

- 第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。
- 2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。
- 4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、速やかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

同法第32条において、県知事は、河川の占用等につき流水占用料、土地占用料又は 土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収するこ とができるものとされており、これによる流水占用料等の額及び徴収方法は、地方公共 団体の条例で定めることとされている。山形県では、これを受け、「山形県河川流水占 用料等徴収条例(平成12年3月21日山形県条例第38号)」及び「流水占用料等の取扱 要領」において、具体的な占用料の額及び徴収方法を規定している。

また、河川敷地の占用許可については「河川敷地占用許可準則(建設事務次官通達 最終改正平成23年3月8日国河政第135号)」等において、審査基準が定められている。

(料金体系)

河川占用料については「山形県河川流水占用料等徴収条例」で定められており、具体的には下表のとおりである。

1 流水占用料

区分	単位	料金
工鉱業用	毎秒1リットル1年	3,326円
養魚用		1,663円
その他		1,663円

2 土地占用料

区分	単位	料金	
電柱類	1本1年	630円	
鉄塔	1基1年	1,070円	
管類の敷設敷地	1メートル1年	120円	
耕作地	1アール1年	600円	
採草地		140円	
橋	1平方メートル1年	70円	
建屋敷地		410円	
自動車練習場		80円	
漁業用工作物の敷地		120円	
その他工作物の伴う敷地占用		120円	
その他工作物の伴わない敷地占用		40円	
水面占用		40円	

3 発電のための占用料

区分	単位	料金
次の項に掲げる発電所以外の発電所	1年	次の式により算定される額
		2,074円80銭×常時理論水力+ 1,037円40銭×(最大理論水力- 常時理論水力)
(1) 昭和40年10月1日以降に発電(設備の点検	1年	次の式により算定される額
(2) 設備の増設(増設以後の理論水力によりこの項に掲げる料金で算出した額が、増設前の理論水力により前項に掲げる料金で算出した額に満たない場合におけるものを除く。)をした発電所で、昭和40年10月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電(設備の点検のためにするものを除く。)を開始したもの		2,074円80銭×常時理論水力+ 457円80銭×(最大理論水力-常 時理論水力)

(「山形県河川流水占用料等徴収条例」より抜粋)

(減免について)

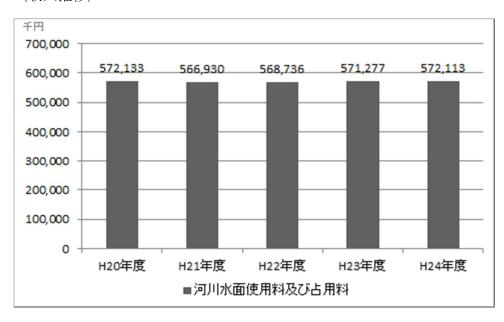
条例において、減免の範囲及び減免割合を以下のとおり、規定している。公共性、公益性のある事業を行っている場合の他、その他として、特例的に減免を実施する場合がある。

「山形県河川流水占用料等徴収条例」より抜粋

(流水占用料等の減免)

- 第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料及び前条第3項の河川 産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)の全部又は一部を免除することができ る。
- (1) 国又は地方公共団体が道路、水道その他公共の事業の用に供するため、流水若しくは土地を占用し、又は河川産出物を採取しようとする場合
- (2) かんがいの用に供するため流水を占用しようとする場合
- (3) 飲用に供するため流水を占用しようとする場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、前条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると知事が認める場合
- 2 知事は、前項に規定する場合のほか、天災その他の不可抗力により流水若しくは土地の占用又は河川産出物の採取が阻害された場合その他公益上特に必要があると認めた場合は、流水占用料等の全部又は一部を免除することができる。

(収入推移)



当該収入は、河川法第 23 条の流水占用及び第 24 条の土地の占用によるものである。 流水占用は水力発電などのため電力会社などに許可しているケースが多く、土地の占用 は配電経路などのために占用許可を与えている。平成 20 年度より 5 億 70 百万円前後 を推移しており、平成 24 年度は 5 億 72 百万円を計上している。

(実施した手続き)

監査人は、本庁、村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁、庄内総合支庁において、ヒアリング及び現地調査を行い、サンプルを抽出した事務手続きに関して、「山形県河川流水占用料等徴収条例」及び「流水占用料等の取扱要領」に基づいて収入及び減免事務手続きが実施されているか、また「河川法」及び「河川敷地占用許可準則」に基づいて占用許可手続きが実施されているかの検証を行った。さらに、占用許可の範囲及び減免基準の判断が本庁及び各総合支庁で相違がないかについても併せて確認している。

(監査の結果)

(1) 収入及び減免の手続きについて

監査の結果として、占用許可の範囲及び減免基準の判断について、各総合支庁で占用 許可または減免に疑念がある場合は、事前に河川課に確認を行うことによって、全庁的 に判断が統一化されていると考える。

(2) 河川区域内の土地の民間団体による占用について

国は、河川法において、立法目的及び河川管理の原則等を下記のとおり定めている。 (目的)

第1条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

- 第2条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が 達成されるように適正に行なわれなければならない。
- 2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

上記のとおり、河川は「公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的」として、河川の適正利用及び河川環境の整備と保全がされるよう総合的に管理すべきものである。また、同法第6条に規定されている河川区域についても、法が上記目的を達成するために制定されている以上、その目的に沿った利用をする必要があると考え

られる。

上記に関して、河川占用許可申請の事務手続きにおいて、民間団体が営利事業を目的として、山形市及び南陽市の最上川水系の河川区域の土地の占用を行っている案件が複数確認された。それぞれの案件に関して、占用許可までの経緯は異なるものの、同じ民間団体に対して継続して数十年間にわたり占用を許可している。

本来、河川は直接に一般公衆の自由使用に供される公共用物であるが、河川法により、特定の個人又は法人に対して占用を許可することができるため、県では過去の経緯や治水上の影響を考慮し、総合的に判断した結果、民間団体への占用を許可しているとのことである。

占用許可にあたっては河川区域外への移転を促す特記条件を設けていることから、民間団体の代替地への移転について対応状況を定期的に確認するとともに、今後の占用許可のあり方を検討されたい。【意見】

(3) 河川区域内の土地の占用許可期間について

山形県河川法施行細則では占用許可期間について「10 年以内」と定めており、各総合支庁では河川の状況、占用状況を勘案し個別案件ごとに占用許可期間を決定している。山形県河川課では、個別の占用許可申請ごとに総合支庁の相談に応じており、一般化できるものについては通知等により総合支庁に示している。なお、村山総合支庁では占用目的ごとに許可期間について内規を設けており、事務処理の効率化の観点から有用な取組みと考えられる。